

高圧計器自動検針化工事概略説明書

平成 26 年 8 月

東京電力株式会社

配 電 部

高圧計器自動検針化工事概略説明書

〔 目 次 〕

1. 目的.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 契約期間.....	2
4. 工事場所.....	3
5. 特別教育の受講.....	4
6. 工事の内訳.....	5
7. 工種区分.....	5
8. 現場代理人および主任技術者等の届出, 職務.....	5
9. 作業員の届出.....	6
10. 下請負.....	6
11. 支給材料.....	6
12. 貸与品.....	7
13. 受注者により調達する材料および機器類等.....	7
14. 支給材料および貸与品ならびに撤去品の管理.....	8
15. 材料屑等の廃棄処理.....	9
16. 工事の施工.....	9
17. 竣工報告.....	10
18. 竣工検査.....	10
19. 引渡し.....	10
20. 工事代金の支払い.....	10

1. 目的

この高圧計器自動検針化工事概略説明書（以下、「説明書」という）は、当社受け持ち区域内において実施する高圧計器自動検針化（通信端末取付）について、工事の概略を説明することを目的とする。

2. 用語の定義

この説明書において使用する用語については、以下のとおり定義する。

〔 〕内は読み仮名

(1) 高圧計器 [コウツクイ]

高圧のお客さまに計器用変成器とともに取付け、電力取引に用いる計量器をいう。

(2) 通信端末 [ツウシタンマツ]

高圧計器内のデータを収集し、遠隔検針等をおこなうための電波による通信機能を有する装置をいう。

(3) 計器試験用開閉器 [ケイシケンヨウカイヘイ]

変成器付電力量計を通電状態のまま取付外し工事を行うために使用する装置をいう。

(4) 使用電力量表示端末 [ショウデノリョクヨウヒョウジタンマツ]

計量値を計算して表示するとともに、データ転送装置にデータを伝送できる装置をいう。

(5) 難検針対策装置 [ナンケンシタイチカウチ]

検針作業困難箇所に対し、無線検針作業をサポートする装置をいう。

(6) 現場代理人 [ゲンバダリニン]

工事拠点に常駐し、工事施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理をおこなう者をいう。

(7) 主任技術者 [シュニキギジュツシャ]

工事施工上必要とされる技術管理をおこなう者をいう。

(8) 災害防止責任者 [サイガヘウセキニンシャ]

工事施工上必要とされる災害防止に関する業務をおこなう者をいう。

(9) 管理者 [カンリシャ]

本工事の履行を管理する現場代理人、主任技術者、災害防止責任者等の総称をいう。

(10) 工事監理業務委託先 [コウジカンリギョウムイタクサキ]

本工事の付託および竣工検査ならびに関連する業務を実施する委託先をいう。

なお、当該業務の委託先については、当社より受注者に書面により通知する。

- (1 1) 契約図書 [ケヤクトシヨ]
仕様書および契約書（または請書）等の契約関係図書一式をいう。
- (1 2) 工事 [コウジ]
本体工事および仮設工事またはそれらの一部をいう。
- (1 3) 委託従事者証 [イタクジ ユウジ シヤシヨウ]
本工事の従事者であることを証明するカード。
当社または当社が指定する工事監理業務委託先が受注者の特別教育受講
修了者に対して発行する。
- (1 4) 旬 [ジ ユン]
1ヶ月（本契約においては前月 21 日より当月 20 日までを 1ヶ月とする）
を 3 分割したもので、以下のとおりとする。
 - 1 旬：前月 21 日～前月末日
 - 2 旬：当月 1 日～当月 20 日
 - 3 旬：当月 11 日～当月 20 日

3. 契約期間

(1) 工事契約期間

自 平成 27 年 1 月 21 日

至 平成 28 年 6 月 20 日

ただし、上記契約期間が、工事請負契約書（または請書）と異なる場合は、契約書に定める契約期間による。

(2) 工事履行期間

自 平成 27 年 3 月 21 日

至 平成 28 年 6 月 20 日

なお、個々の工事依頼については、当社または当社が指定する工事監理業務委託先からおこなう。

- (3) 同項（1）に定める工事契約期間開始日から（2）に定める工事履行期間開始日までの期間については、当社または当社が指定する工事監理業務委託先により実施する特別教育の受講、材料および機器類の準備、当社または当社が指定する工事監理業務委託先との事前調整等を行う期間とする。

4. 工事場所

以下に定める当社各支店受け持ち区域内とする。

(1) 栃木支店

栃木北支社，宇都宮支社，栃木南支社受け持ち区域内全域

(2) 群馬支店

渋川支社，前橋支社，太田支社，高崎支社受け持ち区域内全域

(3) 茨城支店

水戸支社，土浦支社，竜ヶ崎支社，下館支社受け持ち区域内全域

(4) 埼玉支店

さいたま支社，川口支社，志木支社，川越支社，熊谷支社，春日部支社受け持ち区域内全域

(5) 千葉支店

千葉支社，京葉支社，東葛支社，成田支社，木更津支社受け持ち区域内全域

(6) 東京支店

銀座支社，江東支社，上野支社，新宿支社，大塚支社，荻窪支社，渋谷支社，品川支社受け持ち区域内全域

ただし，島嶼地域（大島事務所，新島事務所，神津島事務所，三宅島事務所，八丈島事務所，小笠原事務所）受け持ち区域内は除くものとする

(7) 多摩支店

武蔵野支社，八王子支社，立川支社受け持ち区域内全域

(8) 神奈川支店

川崎支社，鶴見支社，横浜支社，藤沢支社，相模原支社，平塚支社，小田原支社受け持ち区域内全域

(9) 山梨支店

大月支社，甲府支社受け持ち区域内全域

(10) 沼津支店

三島支社，伊豆支社，富士支社受け持ち区域内全域

5. 特別教育の受講

本工事に従事する受注者のうち，受注者工事拠点ごとに安全・品質管理に携わる全ての管理者および工程管理に携わる管理者 1 名以上ならびに下請負人を含む全ての作業者は，「3. 契約期間」に定める工事契約期間開始日から工事履行期間開始日までの期間に当社または当社が指定する工事監理業務委託先が実施する特別教育を遺漏なく受講するものとする。

なお，特別教育の受講料については無償とするが，特別教育開催地までの旅費等，受講に関連して発生する一切の費用については受注者負担とする。

また，当社または当社が指定する工事監理業務委託先は，受講修了者に，本工事に對する委託従事者証を発行するものとする。

(1) 管理者用特別教育 (3~5 日間程度)

管理者用特別教育の概要については以下を標準とし，開催日程，カリキュラム等の詳細については別途定めるものとする。

[管理者用特別教育項目の概要]

- a.安全・品質管理に関する事項
- b.高圧活線近接作業に関する事項
- c.工程管理に関する事項
- d.材料管理に関する事項
- e.個人情報の取り扱いに関する事項
- f.お客さま対応に関する事項 等

(2) 作業員用特別教育 (5~10 日間程度)

作業員用特別教育の概要については以下を標準とし，開催日程，カリキュラム等の詳細については別途定めるものとする。

[作業員用特別教育項目の概要]

- a.安全・品質に関する事項
- b.高圧活線近接作業に関する事項
- c.当社・お客さま設備に関する事項
- d.電力量計に関する事項
- e.計器工事に関する事項
- f.個人情報の取り扱いに関する事項
- g.お客さま対応に関する事項

g.工事技能確認 等

6. 工事の内訳

(1) 通信端末取付工事

7. 工種区分

(1) 通信端末取付工事

既設計器に通信端末を取り付ける工事とする。

なお、必要に応じて実施する計器および計器試験用開閉器の位置替え、使用電力量表示端末の取付替え、難検針対策装置の取り外しについては、本工事の付帯とする。

8. 現場代理人および主任技術者等の届出、職務

(1) 現場代理人

受注者は、本契約の決定後すみやかに現場代理人を定め、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出を行い、確認を受けるものとする。

なお、現場代理人は工事拠点に常駐するものとし、工事の施工、災害防止の指揮・総括・その他工事の施工に関する一切の事項を行うものとする。

(2) 主任技術者

受注者は、本契約の決定後すみやかに主任技術者を定め、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出を行い、確認を受けるものとする。

なお、主任技術者は、工事現場において施工に関する技術の管理を行うものとし、主任技術者と現場代理人および災害防止責任者は、それぞれの職務遂行に支障を来さない場合に限り兼務することができる。

(3) 災害防止責任者

受注者は、本契約の決定後すみやかに災害防止責任者を定め、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出を行い、確認を受けるものとする。

災害防止責任者は工事拠点に常駐するものとし、災害防止に関する法令・規程・契約図書の記載ならびに安全計画にもとづき災害の防止に関する具体的事項を定め、これを作業員に周知徹底させ、かつ実行させるなど、災害防止のために最善を尽くさなければならない。

なお、災害防止責任者と現場代理人および主任技術者は、それぞれの職務遂行

に支障を来さない場合に限り兼務することができる。

9. 作業員の届出

受注者は、本工事に従事する作業員について、本契約の決定後すみやかに当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出をおこない、確認を受けるものとする。

10. 下請負

(1) 受注者は、本工事の全部またはその主たる部分の工事を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。

ただし、あらかじめ当社または当社が指定する工事監理業務委託先の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

(2) 受注者が本工事の一部を委任し、または請負わせる場合は、あらかじめその旨を当社または当社が指定する工事監理業務委託先に届出をおこない、承認を受けるものとする。

(3) 受注者は、受注者から委任された受任者（以下、「受託者」という）または下請負者に対して本契約による受注者と同等の義務を課すものとする。

なお、第三者に委任し、または請負わせる部分について建設業法または下請代金支払遅延防止法の適用がある場合はこれを遵守しなければならない。

(4) 受注者は、受託者または下請負者もしくはそれらの被用者の行為につき、当社に対して本契約上の義務その他これに関連して生じる一切の責を負うものとする。

(5) 受注者は、反社会的勢力に本工事の一部を委任し、または請負わせてはならない。

11. 支給材料

当社または当社が指定する工事監理業務委託先が支給する工事用材料については、以下の通りとする。

- a. 通信端末
- b. 樹脂製封印線

なお、支給材料については、本工事の契約期間満了時、もしくは本契約が解除されたときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が定める期日までに返還するものとする。

また、支給材料については、他の工事に流用してはならないものとする。

12. 貸与品

当社または当社が指定する工事監理業務委託先が支給する貸与品は、以下のとおりとする。

なお、貸与品については、本工事の契約期間満了時、もしくは本契約が解除されたときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が定める期日までに返還するものとする。

- a. 委託従事者証
- b. 計器取替用1号プラグ

13. 受注者により調達する材料および機器類等

(1) 受注者により調達する材料

本工事の施工に必要とされる、以下の工事用材料については、受注者にて調達する。

- a. 木ねじ
- b. サドル
- c. その他工事施工に必要とされる材料

(2) 受注者により調達する機器類等

本工事の施工に必要とされる、以下の機器類および安全装備品ならびに工具、測定器類については、受注者にて調達する。

- a. 安全装備品
 - (a) 安全帽（電気用）
 - (b) ユニホーム※¹
 - (c) 安全靴
 - (d) 低圧手袋

- (e)高圧絶縁用保護具・防具
 - (f)防アーク面
 - (g)その他本工事施工に必要とされる安全装備品
 - b.作業用工具
 - (a)絶縁ドライバー
 - (b)脚立
 - (c)作業帯
 - (d)その他本工事施工に必要とされる作業用工具
 - c.測定器類
 - (a)検電器
 - (b)その他本工事施工に必要とされる測定器類
 - d.デジタルカメラ
 - e.メーターボックス用鍵
- ※1. 青を基調としたデザイン，及び難燃製を推奨する

14. 支給材料および貸与品の管理

- (1) 受注者は，支給材料および貸与品の管理にあたっては，善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 支給材料の引渡し場所については，当社受け持ち区域内に保有する受注者の保管場所を原則とし，当社または当社が指定する工事監理業務委託先および受注者において，協議により定めるものとする。
- (3) 支給材料の引渡し場所については，同項（2）に定める引渡し場所における車上渡しとし，支給材料の納入会社側の作業責任範囲は下記を標準とする。
 - a.荷台端までの移動
 - b.玉掛け作業
 - c.受注者の荷役機械運転手への作業指示
- (4) 支給材料および貸与品の保管場所は，施錠可能かつ必要数量が保管可能な面積を有する倉庫等とする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により支給材料を滅失・毀損し，またはその価値を滅損させた場合は，当社に対しその損害を賠償しなければならない。

(6) 受注者は、支給材料および貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

(7) 支給材料および貸与品は、3ヶ月に1回の頻度で当社または当社が指定する工事監理業務委託先による支給材料等の保管状況確認、6ヶ月以内に1回の頻度で、当社または当社が指定する工事監理業務委託先の立会による実地棚卸しを実施するものとする。

15. 材料屑等の廃棄処理

(1) 受注者は、工事において取り外した難検針対策装置、撤去材料、発生する残材料、および工具類等の一般廃棄物ならびに産業廃棄物の処理は、できる限り再資源化もしくは縮減をはかることとし、全て受注者の責任において処理するものとする。

(2) 一般廃棄物および産業廃棄物を処理する場合は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の関係法令等により適切な措置を講じる。

16. 工事の施工

(1) 工事受注

受注者は、旬に1度当社または当社工事監理業務委託先の定める事務所へ出向のうえ、受注する。

(2) 工事事前PR

受注者は、原則として工事予定日の3日前までに工事対象のお客さまへ連絡し、工事の事前PRを実施する。

(3) 作業日報の作成

受注者は、作業計画について作業日報を作成し、作業前日までに当社または当社が指定する工事監理業務委託先に提出する。

(4) 工事の施工

受注者は、必要に応じてあらためて工事の目的等について説明を実施のうえ、本工事を施工する。

17. 竣工報告

受注者は、個々の工事依頼単位毎に工事が完成（現場落成）したときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先に対し、遅滞なく竣工報告を実施する。

なお、竣工報告については、原則として旬単位の報告とする。

18. 竣工検査

(1) 当社または当社が指定する工事監理業務委託先は、受注者が当月分として前月 21 日から当月 20 日までの期間に竣工届を提出したものについて、本工事契約図書にもとづき、原則として 5 営業日以内に本工事の目的物の検査をおこない、検査完了後すみやかに、受注者に対して結果を通知するものとする。

(2) 受注者は、同項 (1) の竣工検査に合格しなかったときは、当社または当社が指定する工事監理業務委託先の指示にしたがい、その指示する日までに必要な修補または改造を受注者の費用でおこない、改めて同項 (1) の竣工検査を受けるものとする。

19. 引渡し

受注者は、当社または当社が指定する工事監理業務委託先が「18.竣工検査」にもとづく竣工検査を実施し、検査合格としたときは、ただちに本工事目的物を当社に引渡し、当社はこれを受領するものとする。

20. 工事代金の支払い

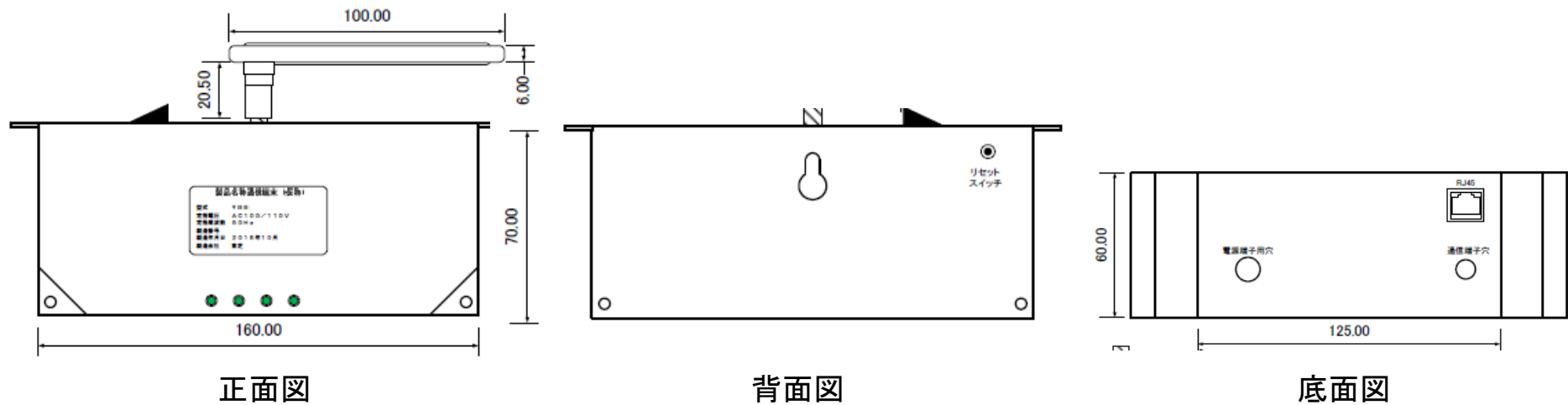
当社は、「19. 引渡し」に定める工事目的物の引渡しが完了したものは、翌月の当社が定める所定支払日に受注者に対し請負金を支払うものとする。

なお、当社は、受注者が消費税法に定める納税義務者または消費税を納める義務が免除されている事業者のいずれかによらず、請負金に消費税法および地方税法に定める税率を乗じた金額を支払うものとする。

ただし、この場合、円未満の端数があるときは切り捨てとし、請負金の支払にあわせてこれをおこなうものとする。

以 上

自動検針用通信端末の形状・寸法



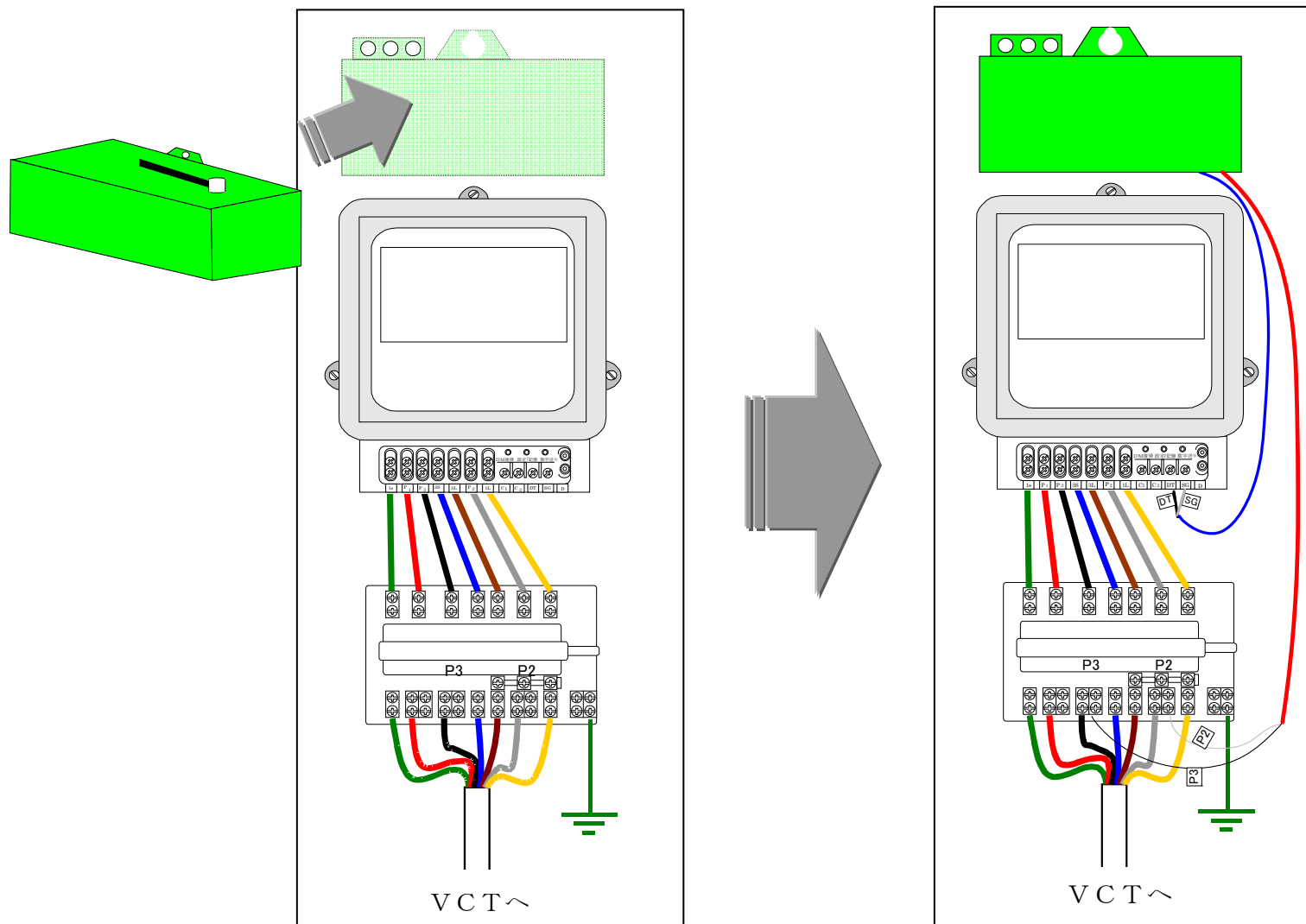
幅160mm×高さ70mm×奥行き60mm
上部に長さ100mmの回転式アンテナ付き



※写真は作成中の試作品

高圧計器自動検針化工事イメージ

a. 自動検針用通信端末の新設

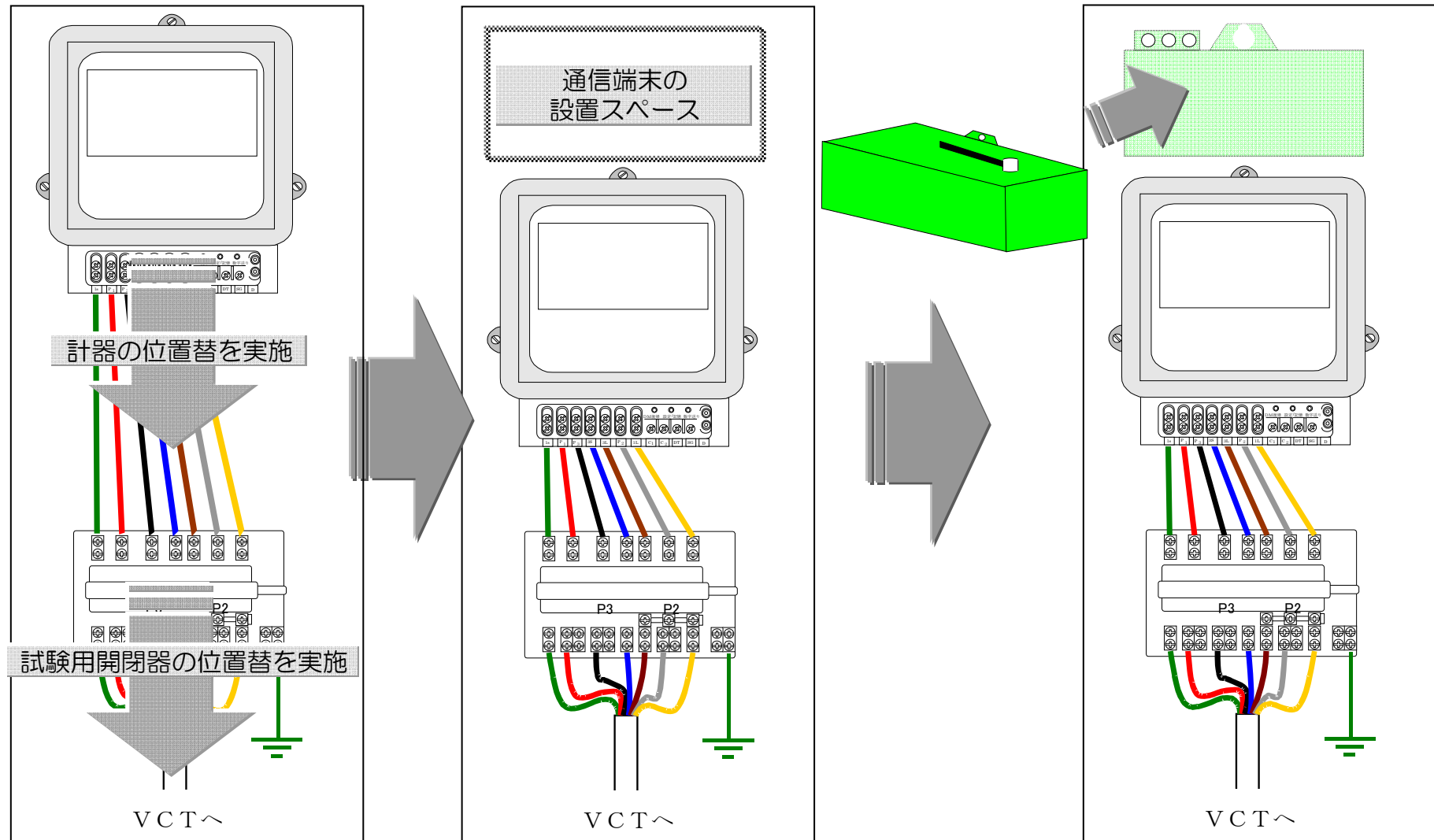


① 通信端末を設置

② 通信端末の設置後

高圧計器自動検針化工事イメージ

b. 自動検針用通信端末の新設（計器・試験用開閉器位置替を実施）



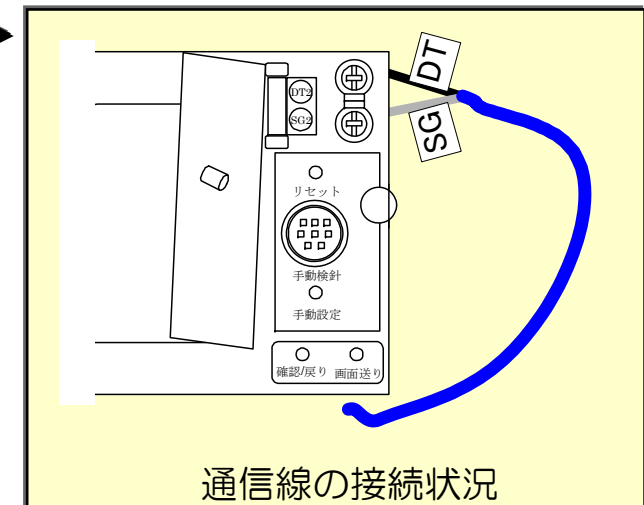
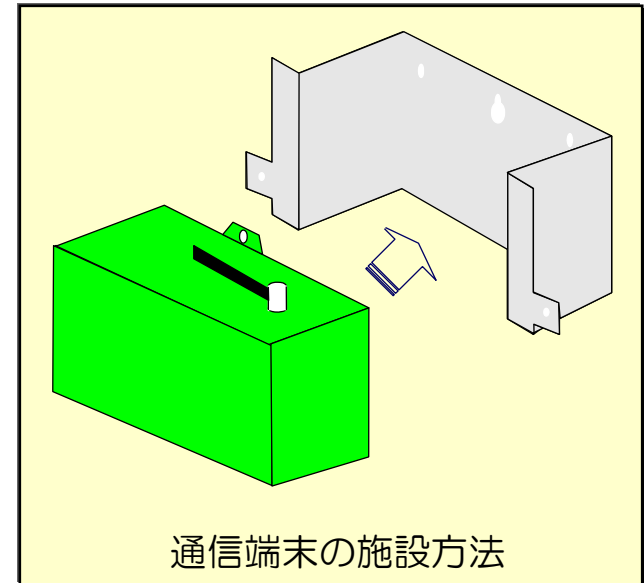
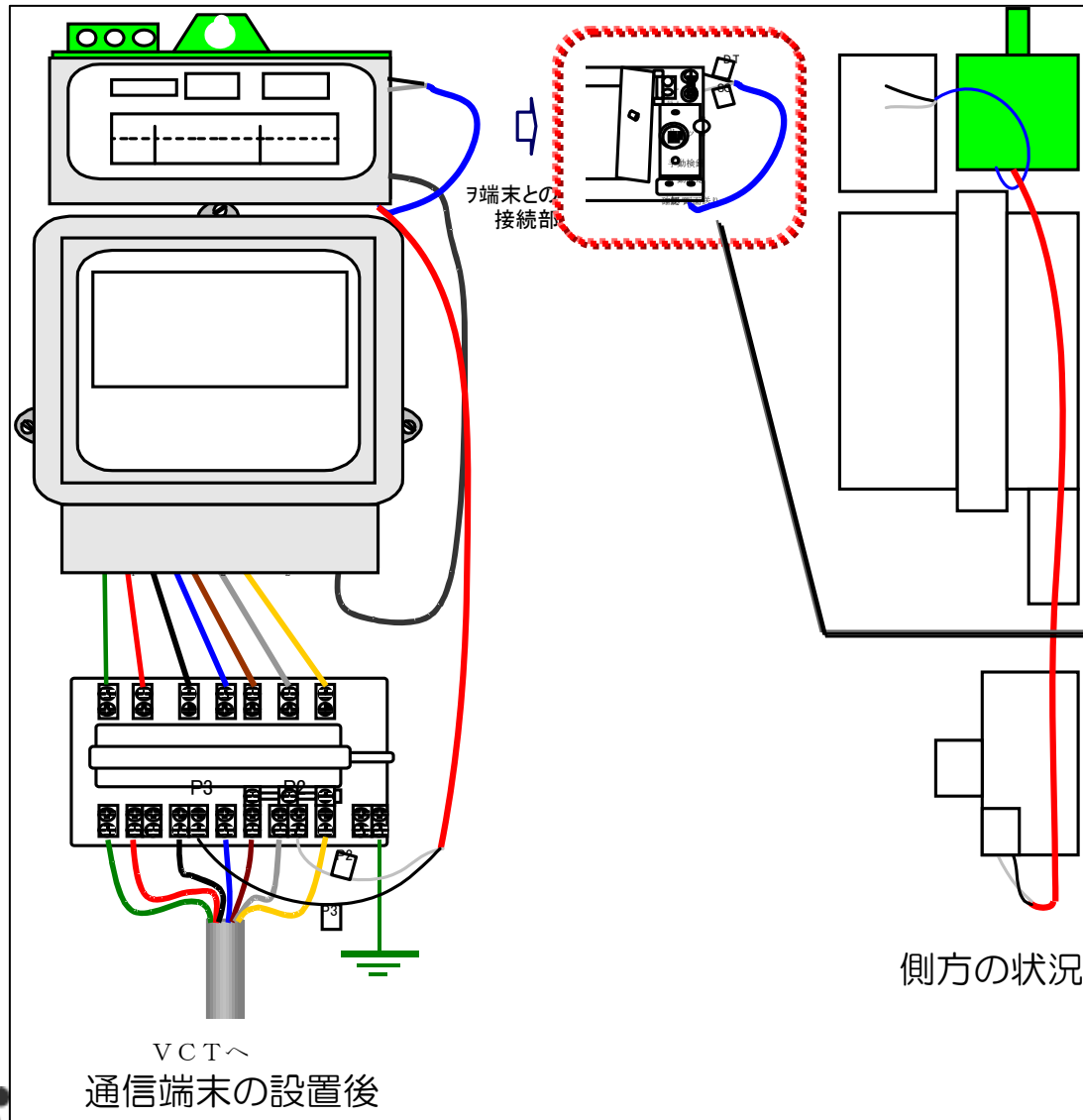
① 計器・試験用開閉器を位置替
東京電力

② 計器上部にスペースを確保

③ 通信端末を設置

高圧計器自動検針化工事イメージ

c. 表示端末付き計器への自動検針用通信端末の新設

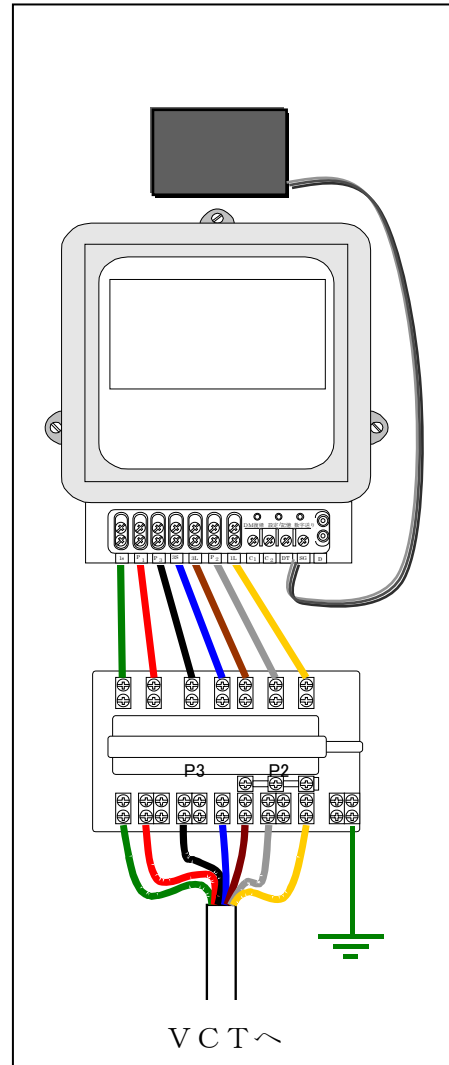


高圧計器自動検針化工事イメージ

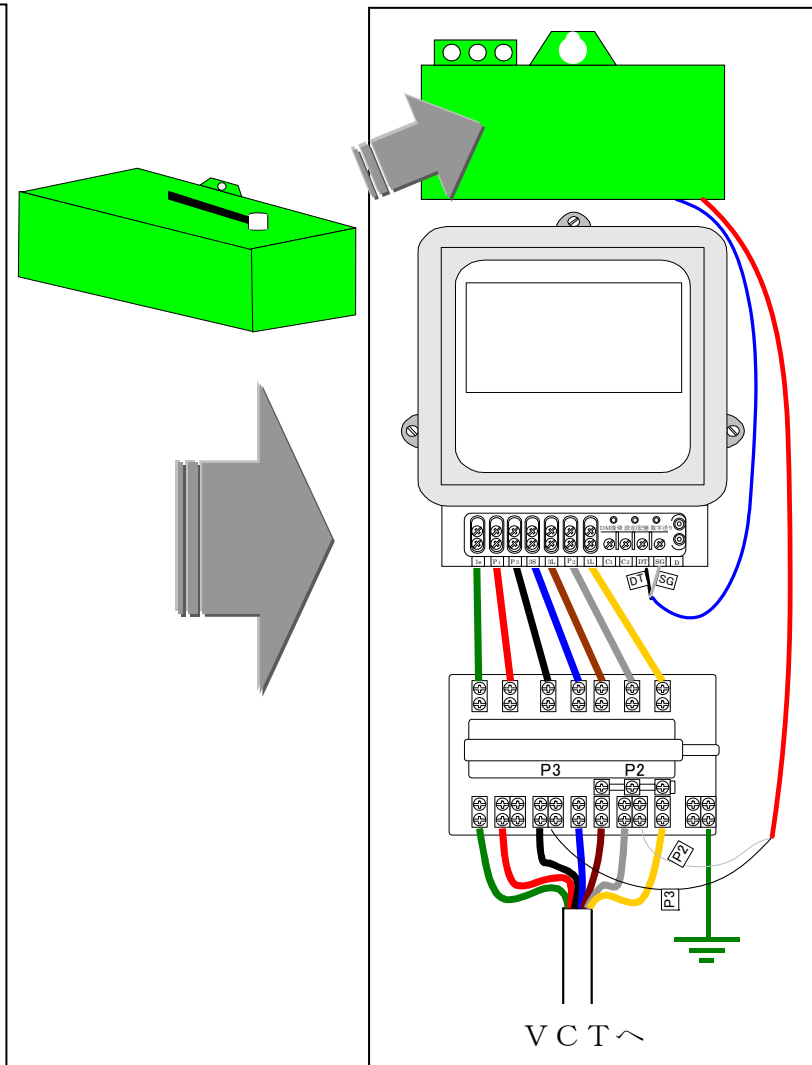
d. 難検針対策装置付き計器への自動検針用通信端末の新設



表示端末側部もしくは計器下部に接続中



① 難検針対策装置の撤去



② 通信端末の設置後